

平成 29 年 10 月 2 日

受益者のみなさま

三菱UFJ国際投信株式会社

「eMAXISプラス コモディティインデックス」
における費用料率の記載変更について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社の投資信託に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社「eMAXISプラス コモディティインデックス」(以下、当ファンド)につきまして、平成 29 年 10 月 2 日を使用開始とする目論見書より、マザーファンドを経由して投資しておりますユーロ建てETF(iShares Diversified Commodity Swap UCITS ETF(DE))の「運用および管理等にかかる費用」および当ファンドの「実質的な負担」にかかる記載の変更を行いましたので、お知らせ申し上げます。

本件変更の趣旨についてご理解賜りますとともに、今後とも弊社投資信託をご愛顧の程、よろしくお願い申し上げます。

本件変更に関しまして、受益者のみなさまのお手続きは不要です。

敬具

記

1. 対象ファンド

eMAXISプラス コモディティインデックス

2. 変更日

平成29年10月2日

3. 変更内容

従来、当ファンドのマザーファンドが投資対象とするETFの「運用および管理等にかかる費用」に関しましては、当該ETFの目論見書上に固定費用として記載される費用(年率 0.45%)を記載しておりましたが、投資家により有用な情報提供を行うことを目的として、変動費用である「その他諸費用」も含めた費用(年率 0.46%以内)に記載する方法へ変更いたしました。

なお、当該ETFの固定費用（年率0.45%）部分に変更はなく、当該ETFを運営する上で別途かかる変動費用として一定の発生実績がある「その他諸費用」も含めた料率を明示するものです。

したがって、今回の記載方法の変更により、受益者のみなさまにご負担いただく費用が新たに増加するものではありません。

くわしくは、別紙「本件に関するQ&A」にてご確認ください。

目論見書記載の■ファンドの費用・税金、運用管理費用（信託報酬）の表記の変更
※変更箇所を赤枠で囲んでいます。

【変更後（平成29年10月2日改版）】

マザーファンドの投資対象とするETF	マザーファンドの投資対象とするETFの純資産総額に対して 年率0.46%以内 (運用および管理等にかかる費用)
実質的な負担	当該ファンドの純資産総額に対して 年率0.892%程度 (税抜 年率0.86%程度) ※マザーファンドの投資対象とするETFの信託(管理)報酬率を合わせた実質的な信託報酬率です。

【変更前】

マザーファンドの投資対象とするETF	マザーファンドの投資対象とするETFの純資産総額に対して 年率0.45% (運用および管理等にかかる費用)
実質的な負担	当該ファンドの純資産総額に対して 年率0.882%程度 (税抜 年率0.85%程度) ※マザーファンドの投資対象とするETFの信託(管理)報酬率を合わせた実質的な信託報酬率です。

以上

- ・ 本お知らせに関するお問い合わせ
三菱UFJ国際投信 お客さま専用フリーダイヤル 0120-151034
【受付時間／9：00～17：00（土・日・祝日・12月31日～1月3日を除く）】
- ・ 受益者さまの個別のお取引内容についてのお問い合わせ
お取引のある販売会社の本支店へお問い合わせください。

本件に関する Q&A

Q1	今回、何を変更したのですか？
A	マザーファンドの投資対象とする E T F における「運用および管理等にかかる費用」につき、固定費用（年率 0.45%）から固定費用にその他諸費用を加えた表記（年率 0.46%以内）へ変更いたしました。
Q2	固定費用とその他諸費用とは何ですか？
A	固定費用は投資対象とする E T F に必ずかかる費用です。 その他諸費用は固定費用とは別に E T F を運営する上で別途かかる費用で、「外国証券投資に伴う保管費用」等が該当します。 従来は「その他諸費用」が変動費であり事前に具体的な料率として記載できないため、固定費用（年率 0.45%）以外の費用を事前表記しておりませんでした。投資家により有用な情報提供を行うことを目的とし、今回より固定費用にその他諸費用を加えた表記（年率 0.46%以内）とさせていただくことといたしました。
Q3	その他諸費用はいくらかかりますか？
A	年率 0.01%以内としています。
Q4	変更による運用への影響はありますか？
A	費用が新たに増加したものではないので、本件に伴う運用への影響はございません。
Q5	「費用が新たに増加するものではない」とありますが、「実質的な負担」が 0.01% 上昇しているのは何故ですか？
A	当該 E T F にかかるその他費用のうち、その他諸費用として事前に表示できる費用を記載したものです。従前から受益者にご負担いただいていた費用として当該 E T F と「実質的な負担」のどちらにも 0.01% を加えて表示させていただいたものであり、本件により費用が新たに増加したものではありません。

以上